

○下郷町子どもの医療費助成に関する規則(平成 22 年7月 22 日規則第 14 号)

下郷町子どもの医療費助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、**子どもの保健の向上を図る**ことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「子ども」とは、18 歳に達する日以降の最初の3月 31 日までにある者をいう。ただし、**生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による被保護世帯に属する者は含まないものとする。**

2 この規則において「保護者」とは、子どもを監護する父又は母(父母がいなく又は父母が監護しない場合は、当該子どもの父母以外の者で、その子どもの養育に当たる者)をいう。ただし、当該子どもを父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該子どもの生計を維持する者をいう。

3 この規則において、「医療保険法各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

4 この規則において、「保険給付」とは、医療保険法各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費をいう。

5 この規則において、「一部負担金」とは、医療保険法各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第3条 この規則において医療費の助成の対象となる者は、**下郷町に住所を有する子どもの保護者である者**とする。

(助成)

第4条 町長は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険法各法による保険給付を受けた場合に支払った一部負担金の額を限度として助成するものとする。ただし、健康保険組合等で行なっている附加給付があった場合には、当該附加給付の額を控除するものとする。

2 子どもについて、下郷町国民健康保険条例(昭和 34 年下郷町条例第3号)第6条の規定によって一部負担金の額を免じている国民健康保険の被保険者については、この規則による医療費の助成をしたものとみなす。

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、子ども医療費受給資格登録申請書(**様式第1号**)を提出し、子ども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 町長は前条の規定により登録された対象者に、子ども医療費受給資格証(**様式第2号**。以下「受給資格証」という。)を交付する。ただし、国民健康保険の被保険者については、国民健康保険被保険者証に子どもに対する一部負担金の割合を表示することにより、受給資格証の交付を省略するものとする。

(受給資格証の提示)

第7条 子どもが医療機関において診療を受けるときは、保護者は、医療機関に受給資格証を提示しなければならない。

(助成の申請及び請求)

第8条 受給者は、助成を受けようとするときは、子ども医療費助成金交付申請書(**様式第3号**)により、町長に申請しなければならない。

2 保険医療機関等が、医療費助成の支払いを受けようとするときは、診療報酬明細書を町と支払い等について委託契約を締結した福島県社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提出するものとする。支払基金は、請求額が確定したときは所定の請求書に連名簿(**様式第4号**)を添えて町長に提出しなければならない。

(助成の決定及び交付)

第9条 町長は、前条の申請又は請求があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定し、申請者又は請求者に通知するものとする。

(届出義務)

第10条 保護者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、子ども医療費受給資格内容等変更届(**様式第5号**)により町長に届け出なければならない。

(1) 保護者及び子どもの双方、又はいずれか一方の氏名又は住所

(2) 加入している保険の種類別

(再交付の申請)

第11条 保護者は、受給資格証をき損又は亡失したときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書(**様式第6号**)により、町長に再交付の申請をするものとする。

(譲渡等の禁止)

第12条 この規則に基づく助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第13条 保護者が虚偽その他不正な行為により助成を受けたときは、町長は当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 下郷町乳児及び幼児の医療費助成に関する規則(昭和48年下郷町規則第8号)

(2) 下郷町児童生徒の医療費助成に関する規則(平成22年下郷町規則第6号)

3 この規則の規定は、この規則の施行の日以後において受けた診療若しくは手当又は薬剤の支給に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療費の助成については、なお従前の例による。

附則(平成24年6月18日規則第9号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。